

議案第 39 号

大口町税条例等の一部改正について

大口町税条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 27 年 6 月 2 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部が改正されたことに伴い、関係条例の一部を改正する必要があるからである。

大口町税条例等の一部を改正する条例

(大口町税条例の一部改正)

第1条 大口町税条例（昭和38年大口町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「又は名称」を「（法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。））（法人番号を有しない者にあつては、事務所又は事業所の所在地及び名称）」に改め、同条第4号中「又は名称」を「（法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号）」に改める。

第25条第2項中「法人税法第2条第12号の18」を「法第292条第1項第14号」に改める。

第32条第2項中「算定する。」の次に「ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。」を加える。

第35条の2第8項中「寮等の所在」の次に「、法人番号」を加える。

第35条の3の3第4項中「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」に改める。

第46条第6項中「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」に、「本項」を「この項」に改める。

第48条第3項中「第2条第12号の7の2」を「第2条第12号の6の7」に改める。

第49条第2項中「減免を受けようとする者は」の次に「、次に掲げる事項を記載し」を加え、次の3号を加える。

- (1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号

(2) 法人税額の課税標準の算定期間又は均等割額の算定期間、納期限及び税額

(3) 減免を受けようとする事由

第55条及び第57条中「第10号の9」を「第10号の10」に改める。

第59条の2第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第59条の3第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第65条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項中「減免を受けようとする者は」の次に「、次に掲げる事項を記載し」を加え、次の5号を加える。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 土地にあつては、その所在、地番、地目、地積及び価格
- (3) 家屋にあつては、その所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び価格
- (4) 償却資産にあつては、その所在、種類、数量及び価格
- (5) 減免を受けようとする事由及び第1項第3号の固定資産にあつては、その被害状況

第67条の2第1項第1号及び第67条の3第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第80条第2項第2号中「氏名若しくは名称」を「事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。次条において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住

所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)」に改める。

第81条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改める。

第125条の3第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第4条第1項中「第145条第1項」を「第144条の8」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改める。

附則第9条の前に見出しとして「（個人の町民税の寄附金控除額に係る申告の特例等）」を付し、同条を次のように改める。

第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第33条の7第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第35条の2第4項の規定による申告書の提出（第35条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において

「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

- 3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。
- 4 申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

附則第9条の次に次の1条を加える。

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第33条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

附則第10条の2第6項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第40項」に改め、次の1項を加える。

- 7 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

附則第16条の前に見出しとして「(軽自動車税の税率の特例)」を付し、同

条を次のように改める。

第16条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第75条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第75条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間

に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第75条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条の2を次のように改める。

第16条の2 削除

(大口町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 大口町税条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中大口町税条例附則第16条の改正規定を次のように改める。

附則第16条第3項中「法附則第30条第3項第1号」を「法附則第30条第5項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「法附則第30条第2項第1号」を「法附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「法附則第30条第1項第1号」を「法附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。)」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車
が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第75条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第75条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第6条の表中「附則第16条」を「附則第16条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の大口町税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中大口町税条例第32条第2項及び第35条の3の3第4項の改正規定並びに附則第2条第2項の規定 平成28年1月1日
- (2) 第1条中大口町税条例第25条第2項の改正規定並びに附則第4条第1項及び第16条の2の改正規定並びに附則第2条第6項及び第5条の規定 平成28年4月1日
- (3) 第1条中大口町税条例第2条第3号及び第4号、第35条の2第8項、第49条第2項、第59条の2第1項第1号、第59条の3第1項第1号及び第2項第1号、第65条第2項第1号、第67条の2第1項第1号、第67条の3第1項第1号、第80条第2項第2号、第81条第2項第1号並びに第125条の3第2項第1号の改正規定並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号の改正規定並びに附則第2条第3項及び第7項、第3条第2項、第4条第1項及び第6条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

(町民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の町民税に関する部分

は、平成27年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成26年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第32条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成27年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第49条第2項第1号の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に提出する申請書について適用する。
- 4 新条例附則第9条の規定は、町民税の所得割の納税義務者が施行日以後に支出する新条例附則第9条第1項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。
- 5 新条例附則第9条の2の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。
- 6 新条例第25条第2項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。
- 7 新条例第35条の2第8項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第35条の2第8項の規定による申告について適用し、同日前に行われるこの条例による改正前の大口町税条例(以下「旧条例」という。)第35条の2第8項の規定による申告については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第59条の2第1項第1号、第59条の3第1項第1号及び第2項第1号、第65条第2項第1号、第67条の2第1項第1号並びに第67条の3第1項第1号並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、

第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第59条の2第1項並びに第59条の3第1項及び第2項に規定する申出書、新条例第65条第2項に規定する申請書又は新条例第67条の2第1項及び第67条の3第1項並びに附則第10条の3各項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第59条の2第1項並びに第59条の3第1項及び第2項に規定する申出書、旧条例第65条第2項に規定する申請書又は旧条例第67条の2第1項及び第67条の3第1項並びに附則第10条の3各項に規定する申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第80条第2項第2号及び第81条第2項第1号の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第80条第2項並びに第81条第2項及び第3項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第80条第2項並びに第81条第2項及び第3項に規定する申請書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第16条の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

(たばこ税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第16条の2に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。）に係るたばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係るたばこ税の税率は、新条例第87条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで1,000本につき2,925円

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで1,000本につき3,

355円

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで1,000本につき4,000円

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第90条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第90条第1項	第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）第1条の規定による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式
第90条第2項	第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第90条第3項	第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第90条第4項	第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式

4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2

号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。)が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第84条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法の一部を改正する法律(平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。)附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに町長に提出しなければならない。

6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

7 第4項の規定によりたばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第21条、第90条第4項及び第5項、第92条の2並びに第93条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第21条各号列	第90条第1項若しくは第2項	大口町税条例等の一
---------	----------------	-----------

記以外の部分		部を改正する条例(平成27年大口町条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。)附則第5条第6項
第21条第2号	第90条第1項若しくは第2項	平成27年改正条例附則第5条第5項
第21条第3号	第46条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、第90条第1項若しくは第2項の申告書又は第125条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限
第90条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正法附則第20条第4項の規定
第90条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第6項
第92条の2	第90条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第5項
	当該各項	同項
第93条第2項	第90条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第6項

- 8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該たばこ税に相当する金額を、新条例第91条の規定に

準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ 3 級品につき納付された、又は納付されるべきたばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係るたばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第 90 条第 1 項から第 3 項までの規定により町長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ 3 級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第 16 号の 5 様式による書類を添付しなければならない。

9 平成 29 年 4 月 1 日前に地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 52 条第 8 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該たばこ税の税率は、1,000 本につき 430 円とする。

10 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項	前項	第 9 項
	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 10 項において準用する同条第 4 項
	平成 28 年 5 月 2 日	平成 29 年 5 月 1 日

第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
第7項の表以外の部分	第4項	第9項
	から	、第5項及び
第7項の表第21条各号列記以外の部分の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第21条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第21条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第90条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
第7項の表第90条第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第92条の2の項	附則第5条第5項	附則第5条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第93条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第9項

- 11 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する

営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第7項の表以外の部分	第4項	第11項
	から	、第5項及び
第7項の表第21条各号列記以外の部分の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第21条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第21条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第90条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
第7項の表第90条第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第92条の2の項	附則第5条第5項	附則第5条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第93条第	附則第5条第6項	附則第5条第12項におい

2項の項		て準用する同条第6項
第8項	第4項	第11項

13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第7項の表以外の部分	第4項	第13項
	から	、第5項及び
第7項の表第21条各号列記以外の部分の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項

第7項の表第21条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第21条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第90条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
第7項の表第90条第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第92条の2の項	附則第5条第5項	附則第5条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第93条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第13項

(特別土地保有税に関する経過措置)

第6条 新条例第125条の3第2項第1号の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第125条の3第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

第1条関係 大口町税条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、町が作成するものに納税者の住所及び氏名 <u>(法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。))</u> (法人番号を有しない者にあつては、<u>事務所又は事業所の所在地及び名称</u>) 並びにその納税すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載するものをいう。</p> <p>(4) 納入書 特別徴収義務者が徴収金を納入するために用いる文書で、町が作成するものに、特別徴収義務者の住所及び氏名 <u>(法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号)</u> 並びにその納入すべき徴収金額その他納入について必要な事項を記載するものをいう。</p>	<p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、町が作成するものに納税者の住所及び氏名 <u>又は名称</u>並びにその納税すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載するものをいう。</p> <p>(4) 納入書 特別徴収義務者が徴収金を納入するために用いる文書で、町が作成するものに、特別徴収義務者の住所及び氏名 <u>又は名称</u>並びにその納入すべき徴収金額その他納入について必要な事項を記載するものをいう。</p>
<p>(町民税の納税義務者等)</p>	<p>(町民税の納税義務者等)</p>
<p>第25条 略</p>	<p>第25条 略</p>
<p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設 <u>(法第292条第1項第14号に規定する恒久的施設をいう。)</u> をもって、その事務所又は事業所とする。</p>	<p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設 <u>(法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。)</u> をもって、その事務所又は事業所とする。</p>
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>

新	旧
<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法(昭和40年法律第33号)その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額または山林所得金額の計算の例によって算定する。<u>ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。</u></p> <p>3～6 略</p> <p>(町民税の申告)</p> <p>第35条の2 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 町長は、町民税の賦課徴収については、新たに第25条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、<u>法人番号</u>、当該該当することとなった日、その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第35条の3の3 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>所得税法第203条の5第5項</u>に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている</p>	<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法(昭和40年法律第33号)その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額または山林所得金額の計算の例によって算定する。</p> <p>3～6 略</p> <p>(町民税の申告)</p> <p>第35条の2 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 町長は、町民税の賦課徴収については、新たに第25条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、当該該当することとなった日、その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第35条の3の3 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>所得税法第203条の5第4項</u>に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている</p>

新	旧
<p>場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 略</p> <p>(法人の町民税の申告納付)</p> <p>第46条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第48条第3項及び第50条第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第48条第3項及び第50条第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第50条第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下<u>この項</u>及び第50条第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第50条第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第20条の2の規定を適用することができる。</p>	<p>場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 略</p> <p>(法人の町民税の申告納付)</p> <p>第46条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第48条第3項及び第50条第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。第48条第3項及び第50条第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第50条第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下<u>本項</u>及び第50条第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第50条第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第20条の2の規定を適用することができる。</p>

新	旧
<p>(法人の町民税に係る不足税額の納付の手続)</p> <p>第48条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日 (当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により町民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと)による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(町民税の減免)</p> <p>第49条 略</p> <p>2 前項の規定によって町民税の減免を受けようとする者は、<u>次に掲げる事項を記載し</u>、規則の定めるところにより減免を申請しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名又は名称、住所若しく</u></p>	<p>(法人の町民税に係る不足税額の納付の手続)</p> <p>第48条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日 (当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により町民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと)による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(町民税の減免)</p> <p>第49条 略</p> <p>2 前項の規定によって町民税の減免を受けようとする者は、規則の定めるところにより減免を申請しなければならない。</p>

新	旧
<p><u>は居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号</u></p> <p><u>(2) 法人税額の課税標準の算定期間又は均等割額の算定期間、納期限及び税額</u></p> <p><u>(3) 減免を受けようとする事由</u></p> <p>3 略</p> <p>第55条 法第348条第2項第10号から<u>第10号の10</u>までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から<u>第10号の10</u>までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を営む者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を営む者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>（固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告）</p> <p>第57条 法第348条第2項第3号、第9号から<u>第10号の10</u>まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の</p>	<p>3 略</p> <p>第55条 法第348条第2項第10号から<u>第10号の9</u>までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から<u>第10号の9</u>までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を営む者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を営む者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>（固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告）</p> <p>第57条 法第348条第2項第3号、第9号から<u>第10号の9</u>まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合においては、当該固定資産の</p>

新	旧
<p>の所有者は、その旨を直ちに町長に申告しなければならない。</p> <p>(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)</p> <p>第59条の2 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) <u>代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)</u> <u>又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のおん分の申出)</p> <p>第59条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のおん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) <u>代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</u></p>	<p>所有者は、その旨を直ちに町長に申告しなければならない。</p> <p>(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)</p> <p>第59条の2 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所及び氏名</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のおん分の申出)</p> <p>第59条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のおん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所及び氏名</p>

新	旧
<p>(2)～(5) 略</p> <p>2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地(以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額のおん分の申出は、同法第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度(第3号及び第67条の3において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等(第67条の3において「避難の指示等」という。)が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日(以下この項及び第67条の3において「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(第67条の3において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を町長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所、<u>氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</u></p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>(固定資産税の減免)</p> <p>第65条 町長は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する固定資産のうち、町長において必要があると認めるものについては、その所有者に対</p>	<p>(2)～(5) 略</p> <p>2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地(以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額のおん分の申出は、同法第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度(第3号及び第67条の3において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等(第67条の3において「避難の指示等」という。)が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日(以下この項及び第67条の3において「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(第67条の3において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を町長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所<u>及び氏名</u></p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>(固定資産税の減免)</p> <p>第65条 町長は、次の各号の<u>一に</u>該当する固定資産のうち、町長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課</p>

新	旧
<p>して課する固定資産税を減免する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載し、規則の定めるところにより減免の申請をしなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2) <u>土地にあつては、その所在、地番、地目、地積及び価格</u></p> <p>(3) <u>家屋にあつては、その所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び価格</u></p> <p>(4) <u>償却資産にあつては、その所在、種類、数量及び価格</u></p> <p>(5) <u>減免を受けようとする事由及び第1項第3号の固定資産にあつては、その被害状況</u></p> <p>3 略</p> <p>(住宅用地の申告)</p> <p>第67条の2 賦課期日において、住宅用地を所有する者は、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合を除き、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>住宅用地の所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(被災住宅用地の申告)</p>	<p>する固定資産税を減免する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、規則の定めるところにより減免の申請をしなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(住宅用地の申告)</p> <p>第67条の2 賦課期日において、住宅用地を所有する者は、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合を除き、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>住宅用地の所有者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(被災住宅用地の申告)</p>

新	旧
<p>第67条の3 法第349条の3の3第1項 (同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</u></p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(軽自動車税の減免)</p> <p>第80条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法</u></p>	<p>第67条の3 法第349条の3の3第1項 (同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</u></p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(軽自動車税の減免)</p> <p>第80条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>軽自動車等の所有者等の住所又は氏名若しくは名称</u></p>

新	旧
<p><u>律第2条第5項に規定する個人番号をいう。次条において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</u></p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>3 略</p> <p>(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)</p> <p>第81条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 減免を受ける者の<u>氏名、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）</u>並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第125条の3 町長は、次の各号の<u>いずれかに該当する土地又はその取得のうち、町長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 納税義務者の<u>住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(3)～(8) 略</p> <p>3 略</p> <p>(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)</p> <p>第81条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 減免を受ける者の<u>氏名及び住所</u>並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第125条の3 町長は、次の各号の<u>一に該当する土地又はその取得のうち、町長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 納税義務者の<u>住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2)・(3) 略</p>

新	旧
<p>3 略</p> <p>附 則</p> <p>(納期限の延長に係る延滞金の特例)</p> <p>第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第50条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる町民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該町民税に係る第50条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する町民税に係る第50条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合</p>	<p>3 略</p> <p>附 則</p> <p>(納期限の延長に係る延滞金の特例)</p> <p>第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第50条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第145条第1項において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる町民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該町民税に係る第50条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する町民税に係る第50条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合</p>

新	旧
<p>に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。</p>	<p>合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>第7条の3の2 <u>平成22年度から平成41年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>平成31年</u>までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第33条の3及び第33条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>	<p>第7条の3の2 <u>平成22年度から平成39年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>平成29年</u>までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第33条の3及び第33条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>
<p>2・3 略</p>	<p>2・3 略</p>
<p><u>（個人の町民税の寄附金控除額に係る申告の特例等）</u></p>	
<p>第9条 <u>法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第33条の7第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第35条の2第4項の規定による申告書の提出（第35条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項か</u></p>	<p>第9条 削除</p>

新	旧
<p><u>ら第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。</u></p> <p><u>3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。</u></p> <p><u>4 申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、</u></p>	

新	旧
<p><u>かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第33条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</u></p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 <u>法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</u></p> <p>7 <u>法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</u></p> <p>（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>第10条の3 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する</p>	<p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>第10条の3 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する</p>

新	旧
<p>書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日まで</p>	<p>書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日まで</p>

新	旧
<p>に次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p>	<p>に次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p>
<p>(2)・(3) 略</p>	<p>(2)・(3) 略</p>
<p>6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p>	<p>6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p>
<p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p>	<p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p>
<p>(2)～(6) 略</p>	<p>(2)～(6) 略</p>
<p>7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p>	<p>7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p>
<p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p>	<p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p>
<p>(2)～(7) 略</p>	<p>(2)～(7) 略</p>
<p>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専</p>	<p>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専</p>

新	旧
<p>有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2)～(6) 略</p>	<p>有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2)～(6) 略</p>
<p><u>第16条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指</u></p>	<p><u>第16条 削除</u></p>

新		旧	
<p>定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			
第75条	3,900円	1,000円	
第2号ア	6,900円	1,800円	
	10,800円	2,700円	
	3,800円	1,000円	
	5,000円	1,300円	
<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車は平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			
第75条	3,900円	2,000円	
第2号ア	6,900円	3,500円	
	10,800円	5,400円	
	3,800円	1,900円	
	5,000円	2,500円	
<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車は平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			

新			旧	
第75条 第2号ア	3,900円	3,000円		
	6,900円	5,200円		
	10,800円	8,100円		
	3,800円	2,900円		
	5,000円	3,800円		
第16条の2 削除			<p>(たばこ税の税率の特例)</p> <p>第16条の2 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和40年法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時にける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第87条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき2,495円とする。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第90条第1項から第4項までの規定の適用については、同条第1項中「第34号の2様式」とあるのは「第48号の5様式」と、同条第2項中「第34号の2の2様式」とあるのは「第48号の6様式」と、同条第3項中「第34号の2の6様式」とあるのは「第48号の9様式」と、同条第4項中「第34号の2様式又は第34号の2の2様式」とあるのは「第48号の5様式又は第48号の6様式」とする。</p>	

第2条関係 大口町税条例等の一部を改正する条例の一部改正新旧対照表

新	旧																												
<p>第1条 大口町税条例(昭和38年大口町条例第15号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>附則第16条第3項中「法附則第30条第3項第1号」を「法附則第30条第5項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「法附則第30条第2項第1号」を「法附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「法附則第30条第1項第1号」を「法附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。)」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。</p> <p>法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第75条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第75条</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">3, 900円</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">4, 600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア</td> <td style="text-align: center;">6, 900円</td> <td style="text-align: center;">8, 200円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10, 800円</td> <td style="text-align: center;">12, 900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3, 800円</td> <td style="text-align: center;">4, 500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">5, 000円</td> <td style="text-align: center;">6, 000円</td> </tr> </table> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第5条 略</p> <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道</p>	第75条	3, 900円	4, 600円	第2号ア	6, 900円	8, 200円	10, 800円	12, 900円		3, 800円	4, 500円		5, 000円	6, 000円	<p>第1条 大口町税条例(昭和38年大口町条例第15号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>附則第16条を次のように改める。</p> <p>(軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車 が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第75条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第75条</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">3, 900円</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">4, 600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア</td> <td style="text-align: center;">6, 900円</td> <td style="text-align: center;">8, 200円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10, 800円</td> <td style="text-align: center;">12, 900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3, 800円</td> <td style="text-align: center;">4, 500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">5, 000円</td> <td style="text-align: center;">6, 000円</td> </tr> </table> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第5条 略</p> <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道</p>	第75条	3, 900円	4, 600円	第2号ア	6, 900円	8, 200円	10, 800円	12, 900円		3, 800円	4, 500円		5, 000円	6, 000円
第75条	3, 900円	4, 600円																											
第2号ア	6, 900円	8, 200円																											
	10, 800円	12, 900円																											
	3, 800円	4, 500円																											
	5, 000円	6, 000円																											
第75条	3, 900円	4, 600円																											
第2号ア	6, 900円	8, 200円																											
	10, 800円	12, 900円																											
	3, 800円	4, 500円																											
	5, 000円	6, 000円																											

新			旧		
<p>路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第75条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第75条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
新条例 第75 条第2 号ア	3,900円 6,900円 10,800円 3,800円 5,000円	3,100円 5,500円 7,200円 3,000円 4,000円	新条例 第75 条第2 号ア	3,900円 6,900円 10,800円 3,800円 5,000円	3,100円 5,500円 7,200円 3,000円 4,000円
新条例 附則第 16条 第1項 の表以 外の部 分	第75条	大口町税条例等の一部を改正する条例(平成26年大口町条例第15号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第6条の規定により読み替えて適用される第75条	新条例 附則第 16条 の表以 外の部 分	第75条	大口町税条例等の一部を改正する条例(平成26年大口町条例第15号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第6条の規定により読み替えて適用される第75条
新条例 附則第 16条 第1項 の表第 75条 第2号 アの項	第75条第2号 ア 3,900円 6,900円 10,800円 3,800円	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第75条第2号ア 3,100円 5,500円 7,200円 3,000円	新条例 附則第 16条 の表第 75条 第2号 アの項	第75条第2号 ア 3,900円 6,900円 10,800円 3,800円	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第75条第2号ア 3,100円 5,500円 7,200円 3,000円

新			旧		
	5,000円	4,000円		5,000円	4,000円

改正要旨

1 改正の目的

地方税法の一部改正に伴い、都道府県・市町村に対して寄附をした場合における申告手続きの簡素化、軽自動車税のグリーン化特例の導入及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行による所要の整備を図る必要があるため改正するものです。

2 改正の概要

- (1) 都道府県・市町村に対して寄附をした場合における申告手続きの簡素化（「ふるさと納税ワンストップ特例」の創設）（第1条）

確定申告が不要な給与所得者等が、ふるさと納税先団体に申請することによって、ふるさと納税に係る寄附金控除が確定申告をせずにワンストップで控除を受けられる仕組みを導入することとしました。（附則第9条及び第9条の2関係）

- (2) 軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の導入（第1条・第2条）

平成27年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例（軽課）を導入し、平成28年度分に限りそれぞれ軽減することとしました。（附則第16条関係）

対象車	内容	軽乗用車	軽貨物車
	標準税率	10,800円	5,000円
電気軽自動車 天然ガス軽自動車	税率を概ね 75%軽減	2,700円	1,300円
H32年度燃費基準 +20%達成車	税率を概ね 50%軽減	5,400円	2,500円
H32年度燃費基準 達成車	税率を概ね 25%軽減	8,100円	3,800円

(3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
(以下「マイナンバー法」という。)の施行 (第1条)

納付書、申告書や申請書などの書類に個人番号や法人番号の記載が必要となります。

3 施行期日

都道府県・市町村に対して寄附をした場合における申告手続きの簡素化に関する規定については、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用します。

軽自動車税の見直しに関する規定については、平成28年4月1日から施行します。

マイナンバー法に関する規定については、マイナンバー法附則第1条第4号に掲げる規定の日(平成28年1月1日)から施行します。